

市原市立市東第一小学校 いじめ防止基本方針

R3年度

1. いじめの定義と、いじめ防止に向けての基本的な考え方

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法2条）

* 上記のいじめの定義を受け、本校では、すべての教職員が「いじめは、どの学校においても起こりうるものであり、いじめ問題に無関係ですむ児童はいない」また、「いじめは人権侵害である」との基本認識にたち、すべての児童が「充実した、楽しい学校生活」をおくることができるように「いじめ防止基本方針」を定める。

以下の5項目をもって、本校のいじめ防止のための基本方針とする。

- いじめを許さない、見過ごさない環境作りに努める。
- 児童一人一人の自尊感情を育む教育活動を大切にす。
- 児童・教職員の人権意識を高め、児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内での温かな人間関係を築く。
- いじめの早期発見のために、さまざまな手段を講じる。
- いじめの早期発見のために、保護者・地域・関係機関と連携をとり、解決にあたる。

2. いじめ未然防止のための取り組み

(1) いじめを許さない、見過ごさない環境作りに努める

- ①児童が「いじめは絶対に許されないこと」という認識を持つようなさまざまな教育活動の中で指導する。
- ②いじめが起こることへの理解や一人一人の違いを認め合える人権学習や道徳教育を推進する。
- ③人との関わりを豊かにするために、あいさつ運動を中心とした児童会活動を推進する。

(2) 児童一人一人の自尊感情を育む教育活動を大切にす。

- ①互いに認め合い、すべての児童が活躍できる学習活動を展開する。
- ②朝や帰りの会で友だちを認める場を設けることによって児童の自尊感情を育む。
- ③学校行事や児童会活動を通じて、人と繋がる喜びを味わう体験活動を推進する。
- ④「いのちを大切にすキャンペーン」の取り組みを展開する。

3. いじめの早期発見・早期解決に向けての取り組み

(1) 児童・教職員の人権意識を高め、児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内での温かな人間関係を築く。

- ①いじめの事例研修の実施。（教職員研修）
- ②教職員の不適切な発言や体罰等が、いじめを助長することの認識と共通理解。
- ③いじめを誘発する要因（過度の競争、配慮のない能力別等のグループ分け、子ども同士の好ましくない関係の見過ごし）の認識。

- (2) いじめの早期発見のために、さまざまな手段を講じる。
- ①すべての教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない。
 - ②おかしいと感じた児童がいる場合には、生徒指導会議において事実を共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
 - ③児童の様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけ、当該児童から悩みを聞き、問題の早期発見・解決を図る。
 - ④年に2回「いじめアンケート」を実施し、いじめの実態を把握しながら問題の解決にあたっていく。
- (3) いじめの早期発見のために、すべての教職員が一体となって問題解決に取り組む
- ①問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むのではなく、校長以下すべての教職員で対応を協議し、的確な役割を分担して解決にあたる。
 - ②情報収集を密に行い、事実確認した上で、当該児童の安全を最優先に考え、当該行為を行う児童に対しては、毅然とした態度で指導する。
 - ③傍観者でいる児童にも、傍観していることはいじめと同様であることを指導する。
 - ④関係機関や専門家と協力して解決にあたる。
 - ⑤当該児童の心のケアにあたるため、養護教諭やスクールカウンセラーと連携をとりながら指導を行っていく。
- (4) 家庭や地域、関係機関と連携した取り組み
- ①いじめが問題が起きたときには家庭との連携を密にとり、学校の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に活かす。
 - ②「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口も検討する。
- (5) インターネット上のいじめ問題についてすべての教職員が十分理解し、情報モラル（メディアリテラシー）に関する指導力の向上に努め、指導にあたる。
- ①学年の実態に応じて、情報モラルを高める指導をする。
 - ・誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと
 - ・発信した情報は、多くの人にすぐ広まり、回収できないこと。
 - ・匿名でも書き込みをした人は特定できる。
 - ・違法情報や有害情報が含まれること。
 - ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、犯罪に繋がる可能性があること。
 - ②具体的な対応方法を保護者に助言し、協力を仰ぐ。
 - ・インターネットの利用できる機器を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、危険から守るためのルール作りを行うこと。
 - ・インターネットへのアクセスは、トラブルの入り口に立っているという認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出する可能性があることを認識する。
 - ・「着信があっても出ようとしない。」「最近パソコンの前に座らなくなっている。」「メール。SNSを見たときの表情の変化」などのトラブルに巻き込まれた児童が見せる変化を見逃さないようにする。
 - ・企業と連携して携帯電話やインターネットの使用方法に関する授業を児童対象に行い、保護者の参観を呼びかける。
 - ③必要な場合は、警察等専門機関と連携をとる。

4. いじめ問題に取り組むための組織

(1) 組織の構成

		いじめ防止対策委員会（日常的な協議）	いじめの疑いがある場合の緊急会議	いじめ防止対策評価委員会	重大事態の調査組織（学校が調査主体）
学校職員	校長	○	○	○	○
	教頭	○	○	○	○
	生徒指導主任	○	○	○	○
	教務主任	○	○	○	○
	教育相談担当	○	○	○	
	養護教諭	○	○	○	
	担任		○	○	○
	関係学年職員		○	○	○
	部活動担当		必要に応じて	○	
P T A 本部				○	
スクールカウンセラー				○	○
生委員・児童相談員				○	○

(2) 組織と役割

① 生徒指導部

・月1回の会議を開き、問題傾向がみられる児童の現状や指導について情報共有するとともに、その経過を職員会議において教職員に伝える。また、いじめアンケートを実施し児童の様子を把握するとともに、児童への聞き取りを行い実態を把握する。

② いじめ防止対策委員会

・必要に応じて開催し、いじめ防止に関する措置を実効的に行う。

③ いじめの疑いがある場合の緊急会議

・発見・事実確認者からの報告を受け、校長の指示により生徒指導主任が招集を行う。

④ 重大事態の調査組織

・重大事態であるときは、いじめ防止対策委員会としての調査を行う。
・「市東第一小学校 いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施や、具体的な年間計画の作成・実行・改善の中核としての役割を担う。

⑤ いじめ相談・通報の窓口（教頭）

・いじめに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う。

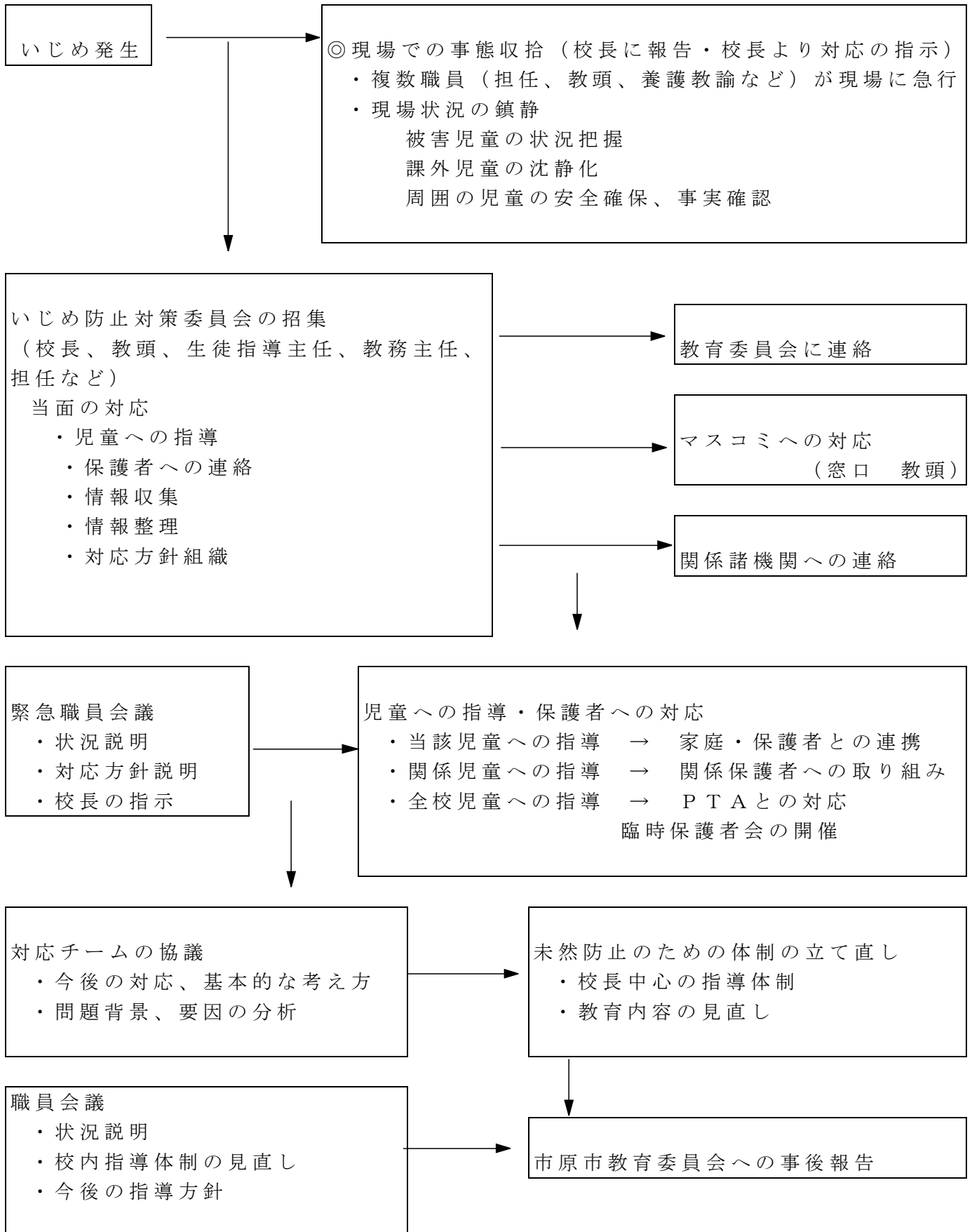
(3) 教育委員会をはじめ関係機関と連携した組織

① いじめの事実を確認したときの教育委員会への報告、重大事案発生時の対応等については、法に則して、市原市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。

〈緊急な事態における対応図〉

* 児童の安全を最優先にする観点から、臨機応変に対応する場合があります。

〈緊急対応〉



5. 学校いじめ防止基本方針や、いじめ防止の取り組みの点検・評価・公表

(1) 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表

- ①いじめ防止のための組織を中心に、基本方針の点検や見直しを行う。
- ②学校ホームページや学校だよりなどで公表する。

(2) いじめ防止の取り組みの評価と公表

- ①学校評価のなかに、いじめ防止の取り組みに関する項目を入れる。
- ②評価結果の分析に基づき、取り組みの改善を図る。
- ③学校評価を公表し、周知する。

6. いじめ問題の相談窓口

名 称	電 話 番 号
24時間子どもSOSダイヤル（文部科学省）	0120-0-78310 (なやみ言おう)
子どもの人権110番（法務省）	0120-007-110
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
いじめホットライン (相談先：市原市教育委員会学校教育課)	0436-22-9090
子ども・若者総合相談窓口 (相談先：市原市青少年指導センター)	0436-42-7001
教育相談 (相談先：市原市教育センター)	相談専用ダイヤル 0436-41-2825